

委 託 仕 様 書

業 務 名 : 巖井ポンプ場非常用発電機点検業務委託
履 行 場 所 : 岡山市北区富町二丁目6番30号
履 行 期 間 : 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

第1章 総 則

第1節 一般事項

(目 的)

第1条 本仕様書は、上記業務委託の基本的内容について定める。受託者は現場説明書、仕様書及び図面等(以下「設計図書」という。)に基づいて本市関係職員(以下「監督員」という。)の指示に従って誠実に履行すること。
なお、本業務は設計図書及び業務に関係ある法令・条例等に準拠し、定められた期間内に優秀な技術で履行すること。

(提出書類)

第2条 受託者は、本業務について次の関係書類を提出すること。

1. 課税事業者届	1部
2. 委託業務着手届	1部
3. 工程表	1部
4. 業務主任技術者届	1部
5. 業務責任者届	1部
6. 下請負通知書、下請負通知書添付資料、 施工体系図、担当技術者台帳	1部
7. 現場写真(A4カラー・工程表)	1部
8. 委託報告書	2部
9. 委託業務完了通知書	1部
10. その他監督員の指示する書類	1部

(業務責任者)

第3条 業務責任者は、監督員の監督を受け、契約の履行に関し、その運営、取締り等を行うほか、契約に基づく乙の一切の権限(委託料額の変更、委託期間の変更、委託料の請求及び受領、契約の解除に係るもの等を除く。)を行使することができる。

(条件変更等)

第4条 現場説明書、本仕様書及び図面に明示のない場合又は疑いを生じた場合等は、直ちに監督員に通知しなければならない。

(官公署その他への手続き)

第5条 この業務履行に必要な届出、手続等は、あらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受託者がこれを代行する。
これらに要する費用は、特別に本市が指示・指定したもの以外はすべて受託者の負担とする。

(災害防止等)

第6条 本業務の履行に当たっては、作業に従事する者の安全災害防止対策等に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して行うこと。なお、履行中第三者に危害等を与えた場合は、受託者の責務において誠意をもって解決すること。
また、業務履行にあたり、監督員と事前に打ち合わせ等を行い、機場の運転管理に支障がでないよう努めること。

(臨機の処理)

第7条 災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。とった措置の内容は遅滞なく監督員に報告すること。また、本業務履行中において対象の機器等に異常が発見された場合、軽微な異常は調整・修理を行うこと。

(業務用電力等)

第8条 業務履行に必要な電力・用水は、原則として本市が支給するが、使用に際しては、あらかじめ本市の承諾を受けること。

(有資格者等)

第9条 受託者は本業務進捗に関し、法令等の定めるところにより有資格者の常駐等が必要な場合は、受託者の責任義務にて措置し、現場の安全就労と円滑な進捗に努めること。
なお、有資格者等を選任する場合は、作業前に有資格者を証する書類の写しを提出し監督員の承認をえること。

(弁済復旧)

第10条 本業務の履行に際し、建造物、機器等を損傷しないように十分注意すること。
万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

(整理整頓)

第11条 受託者は、本業務の履行期間中および業務完了に際して、監督員の指示に従い履行場所全般の整理・整頓・後片づけおよび清掃等を行うこと。

(別契約の関連作業)

第12条 別契約の関連作業〔工事、修繕、委託等〕については、当該関係者と協力し、履行場所の運転管理も含め、全体の円滑な進捗を図ること。

(使用工具等)

第13条 本業務の履行に使用する工具及び機器類は、受託者の責任において準備するとともに、使用前には十分に点検整備を実施すること。
ただし、専用工具等を必要とする箇所について、本市の保有する工具が必要な場合は貸し出すものとする。受託者は、専用工具等の貸し出しを受けたときは、遅滞なく借用書を提出し、貸与品の取扱いには十分注意しなければならない。

(使用材料)

第14条 本業務に使用する材料等は高信頼性、耐久性、安全性を具備した高品質のものであり、材料検討等により最適なものを選定し、既設品と同等もしくは同等以上の性能を有する新品とする。同種の製品・部品等は、完全な互換性を有するものでなければならない。また、JIS等、各種法規・規格に制定されているものについては、これに適合しなければならない。
設計図書に表示されていない軽微な部品について交換が必要と考慮されるものについては、受託者で交換すること。
受託者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅延なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

(発生材の処理)

第15条 1. 発生材のうち、特記により引渡しを要するものは、清掃を行い指示された場所に整理のうえ、調書を添えて監督員に引渡すこと。
2. 発生材のうち、特記により再生資源利用を図ると指定されたものは、構内において分別を行い、所定の再生資源化利用施設等に搬入を行った後、調書を監督員に提出すること。
3. 1及び2以外の引渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、再生資源

の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適性処理推進要綱その他関係法令等に従い、適正に処理し監督員に報告すること。

なお、特別管理産業廃棄物のある場合は、特記による。

(検査)

第16条 本業務の履行期間中、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け、承諾を得た後に次の工程に移行すること。

また、本業務完了後、受託者は、本市監督員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。受託者は、検査員の検査に合格しない場合、遅滞なく補修または改造をして再検査を受けなければならない。

第2章 特記事項

第1節 概 要

(委託概要)

第1条 本業務は、非常用発電機の点検整備を行うことにより、停電時の場内機器類への電源供給の安定化を図るものである。

(点検場所)

第2条 本業務の点検場所は下記のとおりとする。
巖井ポンプ場 岡山市北区富町二丁目6番30号

(対象機器)

第3条 本業務の対象機器は下記のとおりとする。
・非常用発電機(ZX150P5BS 150kVA 220V)
製造番号1D8957LDG

■ディーゼル機関 いすゞ

	4サイクル水冷直列直接噴射式
形式	6RB1
出力	196PS
回転数	1800 rpm
使用燃料	A重油

■交流発電機

形式	E9-AF
製造業者	明電舎(株)
出力	150 kVA
相数	3相3線
極数	4極
電圧、電流	220 V、394 A
力率	80 %

(業務内容)

第4条 本業務の内容は下記のとおりとする。

1. ディーゼル機関点検
 - ① 機関外観点検(潤滑油・燃料油・水・ガス・空気その他)
 - ② 各種締付ボルト点検
 - ③ 潤滑油、燃料油、エアー各ろ過機分解清掃
 - ④ ディーゼル機関関係の各保護装置動作確認
 - ⑤ 燃料噴射弁整備
 - ⑥ 潤滑油交換
 - ⑦ 運転確認
2. 交流発電機点検
 - ① 加熱、変色、汚損、異臭の点検及び清掃
 - ② 端子のゆるみ、リード線、索線切れ、端子破損の点検及び清掃
 - ③ 軸受グリス補給
3. 制御回路点検
 - ① 計器の異常、表示灯等の確認
 - ② 盤内配線の埃、汚損、過熱、緩み及び断線等の確認
 - ③ 操作及び切換開閉器等の確認
 - ④ 保護装置の動作確認

取替部品は下記のとおりとし、メーカーの指定品・推奨品とする。
ただし、仕様書・図面等の数値はあくまでも参考値とし、現地調査を十分行い業務に当ること。
発生した撤去品の処理処分については、関係法令等に基づき適正に処分すること。

取替部品一覧表

番号	部品名称	数量	備 考
1	充電器 L24H300C-N	1台	
2	蓄電池 MSE150E(12セル)	1組	
3	ヘッドカバーパッキン	2個	
4	オイルエレメント	1個	
5	燃料エレメント	1個	
6	エンジンオイル	20L	
7	ロングライフクーラント	1式	

(その他)

第5条

- 1) 現場着手前に施設の稼働状況等を把握し、業務が速やかに行えるよう工程調整を行うこと。各業務工程は現場の状況を確認し監督員と十分な協議を行ったうえ、作成し監督員の承諾を得ること。
- 2) 本業務施工中は、他の機器類が稼働中であるため安全対策を十分行い、作業に対し安全教育を徹底すること。
- 3) 本業務について、発注図書類に記載されていない事項など疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

第6条

本委託の作業実施にあたり、作業実施日時等を事前に、監督員に連絡しその承認を得ること。作業は原則として、平日の本市執務時間内に実施し、完了するものとする。

第7条

本業務の受託者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせかつ専門的な知識・経験・技能を有する技術者を点検作業に従事させること

第8条

- 受託者は、次の各項に従って、現場写真を撮影すること。
1. 作業前・作業後の状況は、各工程順にわかりやすく背景を入れて、撮影すること。
 2. 作業状況は、各工程順にわかりやすく背景を入れて、撮影すること。

第9条

本業務の受託者は、点検内容(点検者・点検測定項目・点検方法・点検測定結果・判定等)・点検所見(不良個所の有無等)・監督員指示事項等を記載した点検報告書を、所定の期日までに提出すること。

第10条

点検測定の結果、分解等の精密点検・修理・取替・改造等を必要とする場合は、納期・価格・経費等を記載した見積書を提出すること。なお、修理等は別途行うものとする。

第11条

点検・測定・清掃等に必要な器具等は、すべて受託者において準備するものとする。この業務で発生した廃材などは、分別等を行い適正に処理処分すること。

第12条

本仕様書・図面等に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議の上、施工すること。